

相談支援従事者初任者研修の受講要件となる実務経験一覧表

業務の範囲	相談支援専門員	
	業務内容	実務経験年数 必要となる
障害者の保健、医療福祉、就労、教育の分野における支援業務	<p>障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業に従事する者</p> <p>児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、市町村役場その他これらに準ずる施設の従業者</p> <p>身体障害者更生施設、知的障害者更生施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設、指定居宅介護支援事業所その他これらに準ずる施設の従業者</p> <p>① 相談支援業務</p> <p>保険医療機関の従業者のうち、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 社会福祉主事任用資格者</p> <p>(2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上に相当する研修を修了した者</p> <p>(3) 国家資格等※を有する者</p> <p>※ 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士</p> <p>(4) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者</p> <p>盲学校、聾学校及び養護学校その他これらに準ずる機関に従事する者</p> <p>その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者</p>	5年以上
	<p>② 介護等業務</p> <p>障害者支援施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、精神障害者社会復帰施設、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通所寮、知的障害者福祉ホーム、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床の従業者</p> <p>障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業の従事者</p> <p>保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所に従事する者</p> <p>その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者</p>	10年以上
	<p>③ 有資格等</p> <p>上記②の介護等業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 社会福祉主事任用資格を有する者</p> <p>(2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上に相当する研修を修了した者</p> <p>(3) 児童指導員任用資格者</p> <p>(4) 保育士</p> <p>(5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者</p>	5年以上
	<p>上記①の相談支援業務及び上記②の直接支援業務に従事する者で、 国家資格等(※)による業務に5年以上従事している者</p> <p>※ 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士</p>	3年以上

※ 実務経験年数及び日数換算について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。

例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言う。